厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名及び厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する告示

（厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名の一部改正）

第一条　厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名（平成二十年厚生労働省告示第九十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

番号	疾患コード	傷病名 ICDコード	手術 区分番号等	手術・処置等1 区分番号等	手術・処置等2 区分番号等	定義副傷病名 疾患コード
（略）						
3108から3125まで	（略）	（略）	（略）	（略）	インフリキシマブ（遺伝子組換え）（販売名：レミケード点滴静注用100）	（略）
					なし	
					（略）	
					アダリムマブ（遺伝子組換え）（販売名：ヒュミラ皮下注40mgシリンジ0.8mL）	
					4あり	
					（略）	
3813から3836まで	（略）	（略）	（略）	（略）	イブリツモマブチウキセタン（遺伝子組換え）（販売名：ゼヴァリン静注用セット）	（略）
					なし	
					（略）	
					モガムリズマブ（遺伝子組換え）（販売名：ポテリジオ点滴静注20mg）	
					6あり	
					（略）	
（略）						

改正前

番号	疾患コード	傷病名 ICDコード	手術 区分番号等	手術・処置等1 区分番号等	手術・処置等2 区分番号等	定義副傷病名 疾患コード
（略）						
3108から3125まで	（略）	（略）	（略）	（略）	インフリキシマブ（遺伝子組換え）（販売名：レミケード点滴静注用100）	（略）
					なし	
					（略）	
					アダリムマブ（遺伝子組換え）（販売名：ヒュミラ皮下注40mgシリンジ0.8mL）	
					4あり	
					（略）	
3813から3836まで	（略）	（略）	（略）	（略）	イブリツモマブチウキセタン（遺伝子組換え）（販売名：ゼヴァリン静注用セット）	（略）
					なし	
					（略）	
					モガムリズマブ（遺伝子組換え）（販売名：ポテリジオ点滴静注20mg）	
					6あり	
					（略）	
（略）						

（厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部改正）

第二条　厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者（平成二十四年厚生労働省告示第百四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

別表一

改正後

番号	薬剤
1～44	（略）

改正前

番号	薬剤
1～44	（略）